



# 熊本県公報

第 1 2 2 7 2 号  
平成 25 年 12 月 6 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則の公布  
..... (くらしの安全推進課) 1
- 告 示**
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... ( " ) 2
- 保安林の指定に関する予定..... (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定..... ( " ) 2
- 保安林の指定に関する予定..... ( " ) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 26
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... ( " ) 27
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定..... (社会福祉課) 27
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住  
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの  
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定..... ( " ) 27
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住  
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの  
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更..... ( " ) 28
- 平成 2 6 年度自動車税納税通知書等に係る一般競争入札の参  
加資格等..... (税務課) 29
- 道路の供用開始..... (道路保全課) 30
- 道路の供用開始..... ( " ) 30
- 道路の区域変更..... ( " ) 30
- 公 告**
- 平成 2 5 年度林業種苗生産事業者講習会の開催..... (森林整備課) 31
- 道路の位置の指定..... (建築課) 31
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不明者  
に係る当該通知の掲示..... (森林保全課) 31
- 特定調達契約に係る契約相手方の決定..... (管理調達課) 32
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不明者  
に係る当該通知の掲示..... (森林保全課) 32
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不明者  
に係る当該通知の掲示..... ( " ) 32
- 平成 2 6 年度自動車税納税通知書等に係る一般競争入札の実  
施..... (税務課) 32
- 登 載 依 頼**
- 公示送達..... (収用委員会) 36
- 正 誤**
- 平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日熊本県条例第 7 9 号(熊本県障害者  
支援施設の設備及び運営の基準に関する条例)中..... (障がい者支援課) 36
- 平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日熊本県条例第 8 2 号(熊本県指定通  
所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条  
例)中..... ( " ) 36
- 平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日熊本県条例第 8 3 号(熊本県指定障  
害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例)  
中..... ( " ) 36
- 平成 2 5 年 4 月 9 日熊本県公報第 1 2 2 0 4 号中..... ( " ) 36

## 規 則

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 5 年 1 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第 5 4 号**

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県少年保護育成条例施行規則(昭和 4 6 年熊本県規則第 3 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「規定による」を「規則で定める」に、「次のとおり」を「次に掲げる薬品類等」に改め、同項第 1 号中「第 5 0 条第 8 号」を「第 5 0 条第 9 号」に、「に基づき」を「により」に改め、同項第 2 号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第 2 項中「規定による」を「規則で定める」に改め、「薬事法施行令(昭和 3 6 年政令第 1 1 号)別表第 1 に規定する」を削り、「をいう」を「とする」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**熊本県告示第 1 0 8 1 号**

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社黒田建設	ヘルパーステーション 森のやすらぎ荘	八代市東陽町南 1 0 7 2 番地の 1 2	平成 2 5 年 1 2 月 1 日	訪問介護

**熊本県告示第 1 0 8 2 号**

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社黒田建設	ヘルパーステーション 森のやすらぎ荘	八代市東陽町南 1 0 7 2 番地の 1 2	平成 2 5 年 1 2 月 1 日	介護予防訪問介護

**熊本県告示第 1 0 8 3 号**

森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字渡乙字三平落 3 8 1 2 番、字小藪 平 3 8 2 1 番 1 かん
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1 0 8 4 号**

森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町洞岳字天ヶ瀬4543番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1085号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町永富字年神2621番1から2621番3まで、2628番、2629番、2627番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 上6筆については次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1086号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 第一串谷-1（521-1-005-1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 第一串谷-2（521-1-005-2）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本

- 部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 第二串谷 (5 2 1 - 1 - 0 0 6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 第二寄船谷 (5 2 1 - 1 - 0 1 1)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 第一寄船谷 (5 2 1 - 1 - 0 1 2)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 本郷谷 (5 2 1 - 1 - 0 1 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 串 (1) - 1 (5 2 1 - 1 - 1 8 4 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 串 (1) - 2 (5 2 1 - 1 - 1 8 4 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 串 (1) - 3 (5 2 1 - 1 - 1 8 4 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 串 (3) - 1 (5 2 1 - 1 - 1 8 5 - 1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 串 (3) - 2 (5 2 1 - 1 - 1 8 5 - 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 串 (3) - 3 (5 2 1 - 1 - 1 8 5 - 3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 串 (B) (5 2 1 - 1 - 1 8 6)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 串 - 1 (5 2 1 - 1 - 1 8 7 - 1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 串 - 2 (5 2 1 - 1 - 1 8 7 - 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 東串-1 (5 2 1-1-1 8 8-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 東串-2 (5 2 1-1-1 8 8-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 東串-3 (5 2 1-1-1 8 8-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 串(6)-1 (5 2 1-1-1 8 9-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 串(6)-2 (5 2 1-1-1 8 9-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 串(6)-3 (5 2 1-1-1 8 9-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 女鹿串 (5 2 1 - 1 - 1 9 0)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 女鹿串 (1) (5 2 1 - 1 - 1 9 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 賤の女 (C) - 1 (5 2 1 - 1 - 1 9 2 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 賤の女 (C) - 2 (5 2 1 - 1 - 1 9 2 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 賤の女 (B) - 1 (5 2 1 - 1 - 1 9 3 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 賤の女 (B) - 2 (5 2 1 - 1 - 1 9 3 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

28 賤の女-1 (521-1-194-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

29 賤の女-2 (521-1-194-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

30 田端(5) (521-1-195)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

31 寄船東(1)-1 (521-1-196-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

32 寄船東(1)-2 (521-1-196-2)

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

33 寄船東(1)-3 (521-1-196-3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

34 寄船(2)-1 (521-1-197-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示



- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 寄船 (2) - 2 (5 2 1 - 1 - 1 9 7 - 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 寄船 (5 2 1 - 1 - 1 9 8)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 寄船 (1) (5 2 1 - 1 - 1 9 9)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 本郷西 (2) - 1 (5 2 1 - 2 - 0 2 2 - 1)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 本郷西 (2) - 2 (5 2 1 - 2 - 0 2 2 - 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 串西 (5 2 1 - 2 - 1 6 5)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本

- 部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 串 (2) (5 2 1 - 2 - 1 6 6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 串 (4) (5 2 1 - 2 - 1 6 7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 串 (5) - 1 (5 2 1 - 2 - 1 6 8 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 串 (5) - 2 (5 2 1 - 2 - 1 6 8 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 女鹿串 (2) (5 2 1 - 2 - 1 6 9)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 女鹿串 (3) (5 2 1 - 2 - 1 7 0)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 賤之女上 (1) - 1 (5 2 1 - 2 - 1 7 1 - 1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 8 賤

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 9 賤

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 0 賤

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 1 賤

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 2 賤

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 3 賤

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 賤之女上(3)-3(521-2-173-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 賤之女上(4)(521-2-174)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 賤之女上(5)(521-2-175)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 賤之女(1)-1(521-2-176-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 賤之女(1)-2(521-2-176-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 9 賤之女(1)-3(521-2-176-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 0 賤之女 (1) - 4 (5 2 1 - 2 - 1 7 6 - 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 1 賤之女 (2) (5 2 1 - 2 - 1 7 7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 賤之女 (3) - 1 (5 2 1 - 2 - 1 7 8 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 賤之女 (3) - 2 (5 2 1 - 2 - 1 7 8 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 賤之女 (4) (5 2 1 - 2 - 1 7 9)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 賤之女 (5) - 1 (5 2 1 - 2 - 1 8 0 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 6 賤之女 (5) - 2 (5 2 1 - 2 - 1 8 0 - 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 7 田端 (4) - 1 (5 2 1 - 2 - 1 8 1 - 1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 8 田端 (4) - 2 (5 2 1 - 2 - 1 8 1 - 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 9 田端 (4) - 3 (5 2 1 - 2 - 1 8 1 - 3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 0 寄船西 (5 2 1 - 2 - 1 8 3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 1 賤の女崎 (5 2 1 - 2 - 0 1 1 (人))
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町上
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 2 坂本 (5 2 1 - 1 - 0 3 7)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 3 積米 ( 5 2 1 - 1 - 0 3 8 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 4 本郷 - 1 ( 5 2 1 - 1 - 0 3 9 - 1 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 5 本郷 - 2 ( 5 2 1 - 1 - 0 3 9 - 2 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 6 本郷西 ( 1 ) - 1 ( 5 2 1 - 1 - 0 4 0 - 1 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 7 本郷西 ( 1 ) - 2 ( 5 2 1 - 1 - 0 4 0 - 2 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 8 西ノ浦 - 1 ( 5 2 1 - 1 - 0 4 1 - 1 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 9 西ノ浦-2 (5 2 1-1-0 4 1-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 0 西ノ浦-3 (5 2 1-1-0 4 1-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 1 西の浦 (5 2 1-1-0 4 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 2 本郷南-1 (5 2 1-1-0 4 3-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 3 本郷南-2 (5 2 1-1-0 4 3-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 4 本郷南-3 (5 2 1-1-0 4 3-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類



- 急傾斜地の崩壊  
政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 5 本郷南-4（5 2 1-1-0 4 3-4）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 6 本郷南-5（5 2 1-1-0 4 3-5）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 7 本郷南-6（5 2 1-1-0 4 3-6）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 8 下積米-1（5 2 1-1-0 4 4-1）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 9 下積米-2（5 2 1-1-0 4 4-2）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 9 0 下積米-3（5 2 1-1-0 4 4-3）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 1 積米 (B) (5 2 1 - 1 - 0 4 5)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上天草市大矢野町登立  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 2 積米 (C) - 1 (5 2 1 - 1 - 0 4 6 - 1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上天草市大矢野町登立  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 3 積米 (C) - 2 (5 2 1 - 1 - 0 4 6 - 2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上天草市大矢野町登立  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 4 積米 (C) - 3 (5 2 1 - 1 - 0 4 6 - 3)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上天草市大矢野町登立  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 5 山下南 (5 2 1 - 1 - 0 4 7)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上天草市大矢野町登立  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 6 山下 - 1 (5 2 1 - 1 - 0 4 8 - 1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上天草市大矢野町登立  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部

- 部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 7 山下-2 (521-1-048-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 8 山下-3 (521-1-048-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 9 山下-4 (521-1-048-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 0 尾越崎(4)-1 (521-1-049-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 1 尾越崎(4)-2 (521-1-049-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 2 尾越崎(B)-1 (521-1-050-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 3 尾越崎(B)-2 (521-1-050-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 4 尾越の崎－1 (5 2 1－1－0 5 1－1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 5 尾越の崎－2 (5 2 1－1－0 5 1－2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 6 下尾越崎－1 (5 2 1－1－0 5 2－1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 7 下尾越崎－2 (5 2 1－1－0 5 2－2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 8 四郎丸 (1) (5 2 1－1－0 5 3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 9 四郎丸 (2)－1 (5 2 1－1－0 5 4－1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 0 四郎丸 (2) - 2 (5 2 1 - 1 - 0 5 4 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 1 宮津 (1) (5 2 1 - 1 - 1 3 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 2 高田 - 1 (5 2 1 - 1 - 1 3 7 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 3 高田 - 2 (5 2 1 - 1 - 1 3 7 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 4 高田下 - 1 (5 2 1 - 1 - 1 3 8 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 5 高田下 - 2 (5 2 1 - 1 - 1 3 8 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 6 寺尾 - 1 ( 5 2 1 - 1 - 1 3 9 - 1 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 7 寺尾 - 2 ( 5 2 1 - 1 - 1 3 9 - 2 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 8 寺尾 ( 2 ) - 1 ( 5 2 1 - 1 - 1 4 0 - 1 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 9 寺尾 ( 2 ) - 2 ( 5 2 1 - 1 - 1 4 0 - 2 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 0 寺尾 ( 2 ) - 3 ( 5 2 1 - 1 - 1 4 0 - 3 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 1 寺尾 ( 2 ) - 4 ( 5 2 1 - 1 - 1 4 0 - 4 )
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 2 堤 (1) (5 2 1 - 1 - 1 4 1)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 3 堤 (2) (5 2 1 - 1 - 1 4 2)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 4 堤 (4) (5 2 1 - 1 - 1 4 3)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 5 西の浦 (1) - 1 (5 2 1 - 1 - 1 4 4 - 1)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 6 西の浦 (1) - 2 (5 2 1 - 1 - 1 4 4 - 2)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 7 西の浦 (1) - 3 (5 2 1 - 1 - 1 4 4 - 3)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 8 西の浦 (1) - 4 (5 2 1 - 1 - 1 4 4 - 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 9 西の浦 (2) (5 2 1 - 1 - 1 4 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 0 積米 (D) (5 2 1 - 2 - 0 2 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 1 尾越崎南 (5 2 1 - 2 - 0 2 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 2 四郎丸 (3) (5 2 1 - 2 - 0 2 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 3 上堤 (1) (5 2 1 - 2 - 0 3 9)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)



- 134 上堤(2)(521-2-040)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上天草市大矢野町登立  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 135 上宮津(1)-1(521-2-113-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上天草市大矢野町中  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 136 上宮津(1)-2(521-2-113-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上天草市大矢野町中  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 137 寺尾南-1(521-2-114-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上天草市大矢野町中  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 138 寺尾南-2(521-2-114-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上天草市大矢野町中  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 139 寺尾(1)(521-2-115)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上天草市大矢野町中  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 140 堤北(1)(521-2-116)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 上天草市大矢野町登立  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 1 堤北 (2) (5 2 1 - 2 - 1 1 7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 2 堤北 (3) (5 2 1 - 2 - 1 1 8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 3 堤 (3) (5 2 1 - 2 - 1 1 9)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町中
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 4 荒木 (5 2 1 - 2 - 1 2 0)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本  
部天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 0 8 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サー  
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
社会福祉法人八 代愛育会	短期入所生活介 護事業所 キャ ッスル麦島	八代市古城町 1 9 3 8 番 1	平成 2 5 年 1 2 月 1 日	短期入所生活 介護

**熊本県告示第1088号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人八代愛育会	短期入所生活介護事業所 キャッスル麦島	八代市古城町1938番1	平成25年12月1日	介護予防短期入所生活介護

**熊本県告示第1089号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホームきほう苑きらら 菊池郡菊陽町大字辛川1936番地1	社会福祉法人清陽会 菊池郡菊陽町大字辛川1929番地	平成25年11月8日

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホームきほう苑きらら 菊池郡菊陽町大字辛川1936番地1	社会福祉法人清陽会 菊池郡菊陽町大字辛川1929番地	平成25年11月8日

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

事業所の名称及び所在地	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホーム きほう苑きらら 菊池郡菊陽町大字辛川1936番地1	平成25年11月8日

**熊本県告示第1090号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護リハビリテーションRICH E 天草市有明町上津浦1938-1	株式会社リハビリテーションコムラッド 天草市川原町7番29-3号	平成25年12月1日

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター ふれしあ 宇土市松山町5008番地2	有限会社ケーシーシー 大分県豊後大野市三重町市場187番地2	平成25年11月12日

（介護予防訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護リハビリテーションRICH	株式会社リハビリテーションコム	平成25年12月

HE 天草市有明町上津浦 1 9 3 8 - 1	ムラッド 天草市川原町 7 番 2 9 - 3 号	1 日
-----------------------------	------------------------------	-----

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター ふれしあ 宇土市松山町 5 0 0 8 番地 2	有限会社ケーシーシー 大分県豊後大野市三重町市場 1 8 7 番地 2	平成 2 5 年 1 1 月 1 2 日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
介護相談センター まごの手便 合志市須屋 1 9 2 8 番地 1 森山ビ ル 5 0 1 号	合同会社アイオライト 合志市須屋 1 9 2 8 番地 1 森山 ビル 5 0 1 号	平成 2 5 年 1 0 月 3 0 日

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
やまぶき薬局 上益城郡益城町福富 7 4 0 番地 3	平成 2 5 年 1 1 月 1 2 日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
やまぶき薬局 上益城郡益城町福富 7 4 0 番地 3	平成 2 5 年 1 1 月 1 2 日

熊本県告示第 1 0 9 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
さくらケアサービス山鹿	山鹿市中央通 7 0 7	事業所所在地		平成 2 5 年 9 月 2 5 日
		山鹿市山鹿 3 4 3 - 4	山鹿市中央 通 7 0 7	

(介護予防訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
さくらケアサービス山鹿	山鹿市中央通 7 0 7	事業所所在地		平成 2 5 年 9 月 2 5 日
		山鹿市山鹿 3 4 3 - 4	山鹿市中央 通 7 0 7	

(居宅介護支援事業者)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
さくらケアサービス山鹿	山鹿市中央通 7 0 7	事業所所在地		平成 2 5 年 9 月 2 5 日
		山鹿市山鹿 3 4 3 - 4	山鹿市中央 通 7 0 7	

(福祉用具貸与)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ケアーズホワ シ	荒尾市金山字三ツ枝 1 4 2 2 番地 1	事業所所在地		平成 2 5 年 6 月 1 日
		荒尾市増永	荒尾市金山	

		2 8 6 7 番 地 4	字三ッ枝 1 4 2 2 番地 1	
--	--	------------------	-------------------------	--

(介護予防福祉用具貸与)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ケアーズホワ シ	荒尾市金山字三ッ枝 1 4 2 2 番地 1	事業所所在地		平成 2 5 年 6 月 1 日
		荒尾市増永 2 8 6 7 番 地 4	荒尾市金山 字三ッ枝 1 4 2 2 番地 1	

(特定福祉用具販売)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ケアーズホワ シ	荒尾市金山字三ッ枝 1 4 2 2 番地 1	事業所所在地		平成 2 5 年 6 月 1 日
		荒尾市増永 2 8 6 7 番 地 4	荒尾市金山 字三ッ枝 1 4 2 2 番地 1	

(特定介護予防福祉用具販売)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ケアーズホワ シ	荒尾市金山字三ッ枝 1 4 2 2 番地 1	事業所所在地		平成 2 5 年 6 月 1 日
		荒尾市増永 2 8 6 7 番 地 4	荒尾市金山 字三ッ枝 1 4 2 2 番地 1	

熊本県告示第 1 0 9 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する役務  
平成 2 6 年度自動車税納税通知書等に係る業務
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) に掲げる提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
告示の日から平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も同年 1 2 月 2 7 日まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間

- 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成27年1月6日から平成27年1月31日（閉庁日を除く。）まで行う。

**熊本県告示第1093号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成25年12月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	竈門菰田山鹿線	山鹿市椿井字坂本 292番1地先から 山鹿市椿井字杵形 241番1地先まで	240.0	防交安

2 供用を開始する期日 平成25年12月6日

**熊本県告示第1094号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成25年12月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町大字鶴木山字小浦 1番3地先から 同所 3番13地先まで	105.0	広域営農 団地農道 整備事業

2 供用を開始する期日 平成25年12月6日

**熊本県告示第1095号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成25年12月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
			後			
主要地方道	荒尾南関線	荒尾市上平山字平 383番1地先から 同所 378番2地先まで	前	9.2 ～ 10.4	56.1	防交安
			後	10.8 ～ 11.6		

2 区域を変更する期日 平成25年12月6日

## 公 告

## 熊本県公告第647号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により平成25年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的  
種苗生産事業者に対して、種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させること。
- 2 開催の日時等
  - (1) 開催の日時  
平成26年1月29日（水） 午前10時
  - (2) 開催の場所及びその所在地  
熊本県林業研究指導所  
熊本市中央区黒髪八丁目222-2
  - (3) 受付時間  
午前9時30分から午前9時50分まで
- 3 講習科目及び講習時間
  - (1) 種苗に関する法令 2時間
  - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
  - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講申込方法  
所定の受講申込書に、林業種苗生産事業者講習手数料の額（14,000円）に相当する熊本県収入証紙及び写真を貼り付け、平成26年1月15日までに熊本県農林水産部森林局森林整備課又は熊本県各広域本部地域振興局林務課に提出すること。  
なお、申込時に納入した講習手数料は、返還しない。
- 5 その他
  - (1) 講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
  - (2) 修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。
  - (3) 天災その他の理由により、開催日時、開催場所等を変更することがある。
  - (4) 不明な点は、熊本県農林水産部森林局森林整備課又は熊本県各広域本部地域振興局林務課に問い合わせること。

## 熊本県公告第648号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇土市古保里町1092番地
- 2 築造者の氏名 上村重之
- 3 道路の位置 宇土市境目町字中島723番5
- 4 道路の幅員 4.20メートル
- 5 道路の延長 30.00メートル
- 6 指定年月日 平成25年11月18日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第29号

## 熊本県公告第649号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を阿蘇市役所に掲示する。

平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
渡邊 大、後藤 和光
- 2 通知の趣旨
  - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
  - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成25年10月16日付け農林水産省告示第2649号による。

**熊本県公告第650号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者に決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。  
平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
三次元測定機 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県出納局管理調達課調達班  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年11月7日
- 4 落札者の名称及び住所  
米善機工株式会社  
熊本県熊本市中央区十禅寺一丁目4番80号
- 5 落札金額  
43,554,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,704,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成25年9月27日

**熊本県公告第651号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を玉名市役所に掲示する。  
平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
田上 清喜、岩下 学、佃 武範、松本 辰男、西川 城良、徳永 勝記、石本 昭一、桜井 利徳、浦島 砂夫、前畑 正春、原口 只男、原口 孝男、森山 ツユ子、宮本 牛之助、宮本 千鶴、宮本 直人、草村 義則、田上 三重子、工藤 為記、浦島 伴、岩井 正満、岩井 光男、石原 勲、松村 一博
- 2 通知の趣旨  
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。  
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成25年10月16日付け農林水産省告示第2647号による。

**熊本県公告第652号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を玉名市役所に掲示する。  
平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
坂登 哲夫、小山 チモ、坂本 健二、永野 フデ、谷口 正一、柿添 平藏、永野 信隆、寄元 キユ、土田 隆弘、木田 ノイ、梶原 ヨシエ、高浦 三藏、山本 伊八、本田 一馬、杉本 森八、清水 正博、北原 義雄、築田 初次、西村 宅次、城戸 登志次、平島 仁、有田 昭二郎、永野 邦男、中根 信夫、松崎 修、梶山 慶二、谷口 克憲、雪野 昌夫、福栄無畫（株）
- 2 通知の趣旨  
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。  
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成25年10月16日付け農林水産省告示第2648号による。

**熊本県公告第653号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成25年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
(1) 業務の名称



- 平成 26 年度自動車税納税通知書等に係る業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局  
熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班
  - (3) 業務委託の内容  
業務仕様書による。
  - (4) 委託期間  
契約締結の日から平成 26 年 10 月 31 日まで
  - (5) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所及び代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者
  - (6) 入札金額  
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを確認し、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額により入札すること。
  - (7) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
  - (8) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されているものであること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
  - ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間  
公告の日から平成 25 年 12 月 16 日（月）午後 5 時まで
  - イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
  - ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等の入手先  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
  - エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者については、裁判所からの更正計画認可の決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者については、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
  - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
  - (5) 入札時点及び開札時点において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク付与（プライバシーマークの使用を許諾することをいう。）を受けていること。
  - (6) 印刷用の電子記憶媒体の引渡しを受けてから 3 時間以内に作業に着手することができること。
  - (7) 誤封入及び誤発送の防止のための CCD カメラ検査装置、厚み検査装置等を備えていること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。  
競争入札参加資格確認申請書
  - (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類を電子入札システム

- により1つのファイルに集約のうえ提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者によりICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を書面により(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成25年12月27日(金)午後5時まで(閉庁日を除く。)
- (4) 提出先  
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様書に対する質問の受付期間  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成25年12月27日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年1月22日(水)午後5時まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日時から平成26年1月22日(水)午後5時までに入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成26年1月23日(木)午前10時  
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班(熊本県庁行政棟本館3階)
- (ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年1月22日(水)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒とし表封筒に「入札書」と中「及び」及び「親展」と朱書し、また中封筒の表に委託業務の名称及び開札の日時を朱書したうえで、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きし、また委託業務の名称を朱書したうえで、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)の立会いのもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として、再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札  
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者がICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

- (8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、次のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)に掲げる期限  
イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。  
（本公告に係る入札・契約担当部局）  
熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班  
電話番号 096-333-2101  
ファックス番号 096-387-4901
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455  
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of service to be contracted  
Making of the tax notices of the automobile tax and other supplies for fiscal 2014
- (2) Date and place to tender  
Date: January 23, 2014, 10:00am  
Place: Tax Division
- (3) Name of department in charge of bidding contract  
Management Section, Tax Division,  
Department of General Affairs,  
Prefectural Office of Kumamoto  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City  
Kumamoto Prefecture  
862-8570 Japan  
Phone: 096-383-1111 Ext, 3370
- (4) Others  
Language : Japanese  
Currency: Japanese Yen

**登 載 依 頼**

**熊 本 県 収 用 委 員 会 公 告 第 7 号**

公 示 送 達  
熊 本 県 玉 名 郡 和 水 町 藤 田 字 下 津 留 1 1 3 番 3、同 町 藤 田 字 中 津 留 2 4 3 番 3 及 び 同 町 藤 田 字 中 津 留 2 4 3 番 4 の 土 地 所 有 者 並 び に こ れ ら の 土 地 に 存 ず る 物 件 所 有 者

- ( 1 ) 香 月 高 志  
住 所 不 明
- ( 2 ) 内 田 篤  
住 所 不 明
- ( 3 ) 石 灘 三 芳  
住 所 不 明

土 地 収 用 法 ( 昭 和 2 6 年 法 律 第 2 1 9 号 ) 第 6 6 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 上 記 の 者 に 通 知 す べ き 下 記 書 類 は、当 収 用 委 員 会 事 務 局 ( 熊 本 県 土 木 部 用 地 対 策 課 内 ) に お い て 保 管 し て あ る の で、出 頭 の う え そ の 交 付 を 受 け て く だ さ い。

平 成 2 5 年 1 1 月 2 5 日 付 け 平 成 2 5 年 度 熊 収 裁 決 第 3 号 裁 決 書 及 び 第 4 号 裁 決 書 ( 一 級 河 川 菊 池 川 水 系 菊 池 川 改 修 工 事 ( 熊 本 県 玉 名 郡 和 水 町 江 田 字 川 原 地 内 か ら 同 町 藤 田 字 内 津 留 地 内 ま で ) に 係 る 土 地 収 用 案 件 ( 熊 収 2 4 第 9 号、第 1 0 号 案 件 及 び 熊 収 2 4 第 1 1 号、第 1 2 号 案 件 ) の 裁 決 書 )

( 注 意 ) 上 記 書 面 を 受 領 し な い と き は、平 成 2 5 年 1 2 月 2 0 日 を も っ て そ の 書 類 の 送 達 が あ っ た も の と み な さ れ ま す。

平 成 2 5 年 1 2 月 6 日

熊 本 県 収 用 委 員 会 会 長 塚 本 侃

**正 誤**

平 成 2 4 年 1 2 月 2 5 日 熊 本 県 条 例 第 7 9 号 ( 熊 本 県 障 害 者 支 援 施 設 の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 ) 中 に 誤 り が あ っ た の で、次 の と お り 訂 正 す る。

ペー ジ	行	正	誤
3 2 3	4 4	第 1 項 第 7 号 の	第 1 項 第 7 号 の 規 定 す る

平 成 2 4 年 1 2 月 2 5 日 熊 本 県 条 例 第 8 2 号 ( 熊 本 県 指 定 通 所 支 援 の 事 業 等 の 人 員、設 備 及 び 運 営 の 基 準 等 に 関 す る 条 例 ) 中 に 誤 り が あ っ た の で、次 の と お り 訂 正 す る。

ペー ジ	行	正	誤
3 3 8	3 4	同 じ。 ) 1 以 上	同 じ。 ) 1 以 上
3 3 8	4 7	第 2 7 条 第 3 項	第 2 7 条 第 7 項
3 3 8	5 2	同 時 に 一 又 は	一 又 は 同 時 に
3 3 8	6 6	児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者 1 以 上	児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者 1 以 上
3 3 9	2 3	同 時 に 一 又 は	一 又 は 同 時 に
3 4 0	5 8	必 要 な	、 必 要 な
3 4 6	9	同 時 に 一 又 は	1 又 は 同 時 に
3 4 9	6 7	一 又 は	1 又 は

平 成 2 4 年 1 2 月 2 5 日 熊 本 県 条 例 第 8 3 号 ( 熊 本 県 指 定 障 害 児 入 所 施 設 等 の 人 員、設 備 及 び 運 営 の 基 準 等 に 関 す る 条 例 ) 中 に 誤 り が あ っ た の で、次 の と お り 訂 正 す る。

ペー ジ	行	正	誤
3 5 3	4 4	第 2 7 条 第 3 項	第 2 7 条 第 7 項
3 5 4	1 9	第 5 条	第 2 7 条 第 7 項
3 5 8	1 9	細 心 の	、 細 心 の

平 成 2 5 年 4 月 9 日 熊 本 県 公 報 第 1 2 2 0 4 号 中 に 誤 り が あ っ た の で、次 の と お り 訂 正 す る。

ページ	行	正	誤
1 2	2 7	3 9	4 9
1 2	2 8	4 4	5 4